

## 令和5年度 第2回 青森県建築審査会 議事録

日時：令和6年3月1日（金）13時30分

場所：県庁舎北棟2階B会議室

佐藤 GM : 定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第2回青森県建築審査会を開催いたします。本日は、礮委員が所用により欠席されましたが、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席がありましたので、会議が成立するものとなります。

次に、審議の公開又は非公開について「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっております。小藤会長よろしくお願ひします。

小藤会長 : 本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、要領で原則公開としておりますので、本日の審査会を公開してもよろしいでしょうか？

各委員 : 異議なし

小藤会長 : 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公開』とします。

佐藤 GM : 続いて、会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長に引き続き進行をお願いします。

小藤会長 : それでは、審議に入ります。議案1号について事務局より説明をお願いします。

篠崎 : 議案第1号について、説明します。  
(議案内容を説明、資料1及び資料2参照)  
以上で、議案第1号についての説明を終わります。

小藤会長 : 議案第1号について、皆様から質問・意見を受けたと思います。

各委員 : (別添1のとおり)

小藤会長 : 他にご意見はございませんか。それでは、議案第1号は 同意 といたします。

- 小藤会長： 続いて議案第2号について事務局より説明をお願いします。
- 篠崎： 議案第2号について、説明します。  
(議案内容を説明、資料3及び資料4参照)  
以上で、議案第2号についての説明を終わります。
- 小藤会長： 議案第2号について、皆様から質問・意見を受けたいと思います。
- 各委員： (別添2のとおり)
- 小藤会長： 他にご意見はございませんか。それでは、議案第2号は 同意 といたします。一旦事務局へお返しします。
- 佐藤 GM： 本日の議案については『同意』として手続きを進めさせていただきます。  
引き続き、報告案件についての説明となりますが、内容が自己用住宅に関する案件となりますので、「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、本日は傍聴者はありませんが、非公開といたします。
- 小藤会長： では、報告案件について事務局より説明をお願いします。
- 石田： 報告案件の建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可における包括同意について、前回、令和5年10月27日の建築審査会で報告した以降の許可分をご報告いたします。  
(報告内容を説明)  
以上、報告を終わります。
- 小藤会長： 報告案件について、何か質問はございませんか。
- 各委員： (質問なし)
- 小藤会長： 質問がないようですので、以上で本日予定された案件は全て終了いたしました。それでは事務局にお返しします。
- 佐藤 GM： これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。  
本日は長時間のご審議ありがとうございました。

(別添1)

議案第1号 建築基準法第48条第1項ただし書きの規定に基づく許可について

○建築審査委員からの質疑事項

【古戸委員】

- ・運搬車の台数は整合していますか。
- 食材の搬入に使用する車が1.5及び2t車で一日3~4台程度。  
給食の配送車両が2t車1台です。
- ・段差解消機は危険ではない？
- 危険性はないと考えます。給食施設職員が操作します。
- ・学校と給食施設との敷地で高低差があるように見られるが雨水処理は大丈夫か？
- 両敷地の中間地に水路が存在するため、敷地間の行き来はないと考える。

【澤田委員】

- ・電気設備しかないとの話だったが、資料ではガス式フライヤー、ガス式回転釜があるとなっている。確認して欲しい。
- 確認する。(ガスあり、作業内容説明書差し替え)

【会長】

- ・今回の計画で武道館へのアプローチに問題はないか。
- 武道館へアクセスする敷地は確保している。
- ・武道館側への臭気に問題はないか。
- 臭気が発生する機器の上部に天蓋フード及びグリースフィルターを設置し油分による悪臭を除去しているため問題ない。(油分以外の臭気はそこまで気にならない程度と想定している。)
- ・消防法と建築基準法とで区画に違いがあるのは何か理由が？
- 消防の指示。消防法上求める設備の面積要件算定のため、調理室とそれ以外とを区別したと聞いている。
- ・生徒の動線はどちらが多いか。
- 正門は東側だが、どちらも利用者はそれなりにいる。
- ・配送車が入る車庫があるが、前面道路の境界線からずいぶん近いように見えるが車の転回等はできるのか。転回できなくて車にはみ出したりとかはないか？
- 車庫は立面図を見ていただくとわかるとおり、屋根のみがかかっているもので転回するのにそこまで支障はないと考える。

(別添2)

議案第2号 建築基準法第55条第4項第2号の規定に基づく許可について

○建築審査委員からの質疑事項

【古戸委員】

・工事車両の動線は検討されているが工事の騒音等が学校側に与える影響は検討しているのか？

→工事期間を長くとっているので夏休み期間中などを利用して工事をするものだと推察します。まだ工事業者等も決まっていないため断言はできませんが…

【工藤委員】

・てっきり給食配送のためのエレベーター増築と思っていたが肢体不自由の児童のための計画と言うことですね。給食配送には使用しない？

→目的としては肢体不自由の児童のためとなっているが、給食の配送にも使うとは思う。

【会長】

・本許可申請は公聴会不要のものだったという認識でよいか。

→不要です。

・給食も配送するために使用する可能性もあるとのことだったが、積載量その他特段問題ないか。

→一般的なエレベーターで、開口部寸法や積載荷重を見ると問題はないと思われる。

【澤田委員】

・そもそも学校が肢体不自由者を考慮したものになっていないのでは？

→現在は、特殊教室が2階に配置されているとおり、足が全く不自由な生徒はなかった。学校本体の段差解消などの改修は別に行われると思う。

・申請書二面の昇降路面積が整合していないためあとで確認して欲しい。

→整合するよう訂正を求めます。